

歴史的環境とその保護主体に関する試論

椎 名 慎太郎

1 この論文に取り組んだきっかけ

(1) 吉野山の歴史的環境をめぐる裁判

私は文化遺産や歴史的環境をめぐる法律問題が狭い意味での専門で、この分野については何度か論文を書いてきたし⁽¹⁾、これに関連する著書もかなりある⁽²⁾。また、遺跡や歴史的環境（景観）⁽³⁾の保存を求める裁判にかなり本腰でかかわり、弁護団と一緒にあって保存を擁護する法理論を組み立てたり、準備書面を書いたり、証言台に立ったりもしてきた。この問題については一応の専門家意識を持っていたのであるが、実は、最近になってこれまでの自分なりの法理論にすっかり自信をなくす経験をもった。それは、思いがけなく8年前に関わった事件について一文を草するように依頼をうけて、この間の時間のギャップに一瞬たじろいだことから始まった。それは壬申の乱や南北朝の歴史に深くかかわっている吉野山の歴史的環境にかかわる事件で、この環境を破壊するはずだったゴルフ場計画は、1999年の奈良地裁葛城支部判決で建設差止めが命じられ、2001年9月には大阪高裁で、原告側全面勝訴に近い和解で建設阻止が実現して終わっている⁽⁴⁾。私はこの事件でも、1995年に歴史的環境保護の法的側面に関して原告側証人として証言するとともに、同じ年に意見書も出している。

実は、今回、環境保護を実現したこの裁判を後世に伝えるために本を刊行する企画が立てられ、それに執筆を求められたわけである。そこで当時の事件を思い出すため、資料庫に保存されていた関係書類を頼りに記憶を喚起してみたのだが、奈良地裁葛城支部で証言した時の記憶は調書から甦ってくるが、その前に出した（と思われる）意見書を書いた記憶がはっきりしない。しかし、資料の束には確かに私の意見書が存在している。この「はっきりしない」ということはかなり重要なことで、54歳の私がそこで論じた理論が決して自分の血肉となっていなかったことを証明している。

私の歴史的環境論が裁判官にとってあまり説得力を持たなかったであろうことは、この事実からも推測される。

(2) 1995年段階の歴史的環境権論

私の意見書は、1995年4月26日に奈良地裁葛城支部で証言した内容とそれほど遠いものではないのだが、それは要約すると次のようなものであった。

歴史的文化的環境に関する権利（第一審意見書の要約）

歴史的文化的環境の意義と重要性

歴史的文化的環境は人間の生きる環境の一部として、実際に必要不可欠であること、また、文化遺産は行き詰まりかけている現代文明に一筋の光明を灯してくれること。

歴史的文化的環境保護をめぐる社会的動向

当初は歴史的建造物や遺跡という点しか保護していなかった文化財保護法も1975年改正で町並み保存という面的保護のシステムを採用したこと、1980年代以降は自治体の景観保護政策が活発になっていること。

歴史的環境とその特性

環境空間である土地や建物には、経済的価値以外の文化的環境的価値があり、後者は人類共通の財産であって、所有者といえども勝手に処分してはならない。ここに歴史的環境権の根拠があり、実際に西欧諸国の一部ではこれを実定法で認めている。この権利は普段は顕在化しないが、地域の歴史的景観を大きく害なう開発計画が出てきた場合などに地域住民がこれに異議を申し立てるという形で具体的に主張されることになる。

歴史的環境権の法的根拠

この権利の日本における法的根拠を求めるとすれば、憲法13条（幸福追求権）、25条（文化的生存権）があり、また、環境共有の法理を間接的に認めた環境基本法3条も挙げることができる。

歴史的環境権の裁判規範性

歴史的環境に対する国民・住民の権利を高く評価した例としては日光太郎杉訴訟判決（東京高裁73・7・13）を挙げることができる。この判決では日光東照宮付近の環

境の文化的価値について「この文化的価値は、長い自然的、時間的推移を経て初めて作り出されるものであり、一たび人為的な作為が加えられれば、人間の創造力のみによっては、二度と元に戻すことは事実上不可能であることにかんがみれば、本件土地の所有権こそ被控訴人（筆者注・宗教法人東照宮）の私有に属するとはいえ、その景観的・風致的、宗教的・歴史的諸価値は、国民が等しく共有すべき文化的財産として、将来にわたり、長くその維持、保存が図られるべきものと解するのが当然である」と言われている。

本件における歴史的環境権の保障

この裁判の審理のなかで本件地域が貴重な歴史的環境であり、ゴルフ場計画はこれを大幅に破壊する可能性があること、そして、この計画の策定において付近住民や国民の歴史的環境権に十分な考慮がされてこなかったことが明らかになった。したがって、この計画を差止め、住民等を含めて改めて事業計画と歴史的環境保護の調整が行なわれる必要があると考える。

(3) 歴史的環境論の再検討

この論旨はこの時初めて展開したのではなく、伊場遺跡訴訟に10年以上関わるなかで問題意識を高め、何回か論文としても発表してきたものである。読み返してみると、無駄な部分をきりつめ、かなり緊張感のある主張に出来上がっていると思う。力を入れて書いたことは確かなようである。

しかし、いま初老の域にさしかかり、これまでの自分の理論的営為を振り返るとき、この理論が借り物であることに痛い程気付かされる。私は何を論じてきたのだろうか。私の歴史的環境論は明らかに西欧のそれを借りている。例えば、「環境共有の法理」は英米法の信託理論から多くを借りている。そもそも「権利」概念自体が明治期に輸入されたもので、Recht、Droit、Right などにあたるものに荀子から言葉を借りて「権利」と訳したのは西周である。我々の「学問」の大半はこのように西欧の概念になるべく近いと考えられる熟語を先人が借り、あるいは案出したことから始まっている。井上哲次郎の「意識」「人格」「絶対」「相対」しかり、福沢諭吉の「演説」「西洋」しかりである。西周は「自由」という熟語も仏典から借りている。

しかし、この権利や自由が本来の西欧の概念のもっていた意味と微妙な違いがあることはしばしば指摘されるところである。それと同じような意味で、西欧の歴史的環

境と日本のそれとが同じものであるのかという疑問を私自身も持っていた⁵⁾。しかし、法律学者として各種の運動にかかわり、ともかく法理論にまとめることを急いでいた壮年の私はその疑問を封じこめたままにしていた。

実は、このギャップに気付く機会は何度かあった。1988年秋、私はわずかの期間パリの下町の安宿にいた。セヌ河の南、河畔からノートルダム寺院が見え、三階の私の部屋からはパンテオンが望める歴史的街区のサンジェルマン通りである。あの場所に生活があり、しかも歴史的遺産であるがゆえのかなり不便な法的制約を空気のように感じている住民たちの姿は不思議であった。フランスでは旧市街のかなりの部分が事実上現状変更が厳しく制限されている。日本で例えてみれば、京都や奈良の主要な神社仏閣の区域内だけでなく、その周囲の500メートル円内が現状変更を制限されているとしたら、その厳しさが理解されるだろうか。今ではさらに広い範囲をこの制限に組み込む新しい制度も出来ている⁶⁾。日本人にとっては、これはとてつもない私権侵害であり、到底受け入れられそうもない。それがなぜ受け入れられているのだろうか。この問題は後に詳しく検討したいが、公共空間に関する法意識の違いは明確にあるようだ。

日本の歴史的環境は、日光太郎判決もいうように、自然と人工が長い年月の間に融合して作り出されるものが圧倒的に多い。訴訟で問題となった吉野の地も豊かな緑の山に抱かれた集落の姿をしている。木曾の妻籠も飛騨の高山も同じである。共同体規制というゆるい規範意識と同じ地域の職人さん達の継承してきた伝統（規格性）と美意識によっていつの間にかでき上がったもので、権利とか自由という概念が普及すると多くの地域で壊されていった脆弱な調和の姿である。これは西欧の意味での歴史的環境とはたしかに違いがありそうである。

最近、地域の近代化の跡をたどる仕事をしているうちに、近代の学問が非合理として除外してきたものの重要性に気付かされるようになった。また、後に紹介するフランスの思想家オギュスタン・ペルクの著作を読んでいるうちに、日本の歴史的景観と地域共同体の関係を指摘した部分⁷⁾に驚かされたことも、この関心をさらに深いものとした。歴史的環境に関する理論をこうした地域の歴史や日本人の本音の法意識に即してもう一度構成し直す仕事をしないかぎり、「権利」や「自由」の意義を誤解したまま日本の山野や海浜を破壊し続ける開発優先派には対抗できそうにない。今現在、決してその理論構成が出来てはいないのだが、ともかくも、こうした問題意識を持ち

ながら先の見えない旅に向いたいと思う。なお、ここでは農村的景観を主な対象として考察を進めて行くことにするが、町場の町並み（京都市の祇園新橋や産寧坂など）や武家屋敷町（秋田県角館町、山口県萩市など）等の形成については、共通する面もあるが事情の異なる面が少なくないことに留意しておきたい。

《注》

- (1) 主なものは次の通りである。椎名「遺跡保護法制の総合的検討」レファレンス（国会図書館調査立法考査局）365号、1981・6。椎名「埋蔵文化財保護のための行政指導と調査費用負担制度」法律時報58巻5号、1986・5。椎名「文化的環境の保護」法学論集（山梨学院大学）11号、1987・3。椎名「自治体の環境保護政策における歴史的文化的環境」山梨学院大学行政研究センター編『政策課題と研修』1992・11。椎名「歴史的環境の保存と生涯学習」大学改革と生涯学習（山梨学院生涯学習センター紀要）4号、2000・3。
- (2) 椎名『精説文化財保護法』新日本法規、1977。椎名『歴史を保存する』講談社、1983。椎名・稗貫俊文『文化・学術法』ぎょうせい、1986。椎名・遠江考古学研究会『歴史保存と伊場遺跡』三省堂、1987。椎名『遺跡保存を考える』岩波書店、1994。
- (3) 「歴史的環境」と「歴史的景観」とは、私の理解ではある程度重なる部分があるが、前者は後者を含むより広い概念である。例えば、地中に古代遺跡が存在することによって、そのイメージが地域を歴史的に価値あるものとしている場合（明日香村の「歴史的風土」にはその面が強い）、あるいは、文化的伝承が地域に特別の価値をもたらしている場合（裁判で争われた和歌の浦は歌枕であることが海辺の景観の価値を高めている）「歴史的環境」と見たほうが適切であろう。
- (4) ただし、差止めを命じた理由は主としてゴルフ場予定地下流の災害の危険性であった。
- (5) 約20年前に書いた拙著『歴史を保存する』では、町並み保存について次のように述べている。「こうした永年の蓄積をもつ（欧米の）町並み保存の考え方は、1950年代から、主として建築学関係者の手によってわが国に紹介されてきた。しかし、あえて誤解をおそれずにいうならば、この導入は理念を忘れ、技術を中心にしたものであったような気がする。すなわち、建造物群の前面の保全修景、景観工学的な工作の手法は学んでいるが、その中に住む人にとってのアメニティ、つまり、建造物群が居住者たちにとってどのような精神的価値をもち、そこでの生活環境全体とどのように有機的結びつきを持っているのかという視点が、ややもすればなおざりにされていたのではないだろうか」（同書・48頁）。

- (6) これについては本誌第4号の拙論「歴史的環境保存と生涯学習」参照。なお、フランスにおける歴史的建造物の周辺保護制度について詳細に述べたものとして、稲森公嘉「フランスにおける歴史的建造物の周辺地域の保護」(1)法学論叢147巻1号、2000年、(2)同148巻2号、2001年。
- (7) オギュスタン・ベルク(宮原信訳)『空間の日本文化』筑摩書房、1985年(以下では、ベルク『空間の日本文化』と略す)199頁以下。

2 日本の歴史的景観の美意識とその展開

(1) 歴史的景観の美は発見されるもの

歴史的景観が美しく、それゆえ価値があるということは、万人共通の認識ではない。それはある種の経験や教育を通じて発見され、認識されるものである。これは歴史的景観に限ったことではない。風景の美もまた、意識されて初めて気付かれるものである。例えば、私の住んでいる甲府盆地からは四囲の山々が季節ごとに装いを変えて実に美しく見えているのだが、この景観美の価値は古くからここに住んでいる人々にとってあまり意識されていない。この地域で盆地中央から西に見える南アルプスの山々の名前を知っている人は少数派である。多くの人はこれを「西山」と総称して済ませている。むしろ大都会に居住して、自然景観に恵まれてこなかった者たちがこれを貴重なものと見ている。私自身も東京に生まれ育ち、富士山が遠くに小さく見えるだけでも大変感激してきた山岳景観愛好家であるから、この原稿を書いている自室から、冬から春先に雪を頂いた白根三山や甲斐駒ヶ岳、鳳凰三山の姿がほどよい距離で見られることを本当に幸せに感じている。作家の近藤信行も、「山梨の山の景色が大好き」で山梨に住むようになった一人である。しかし、彼の住んでいる勝沼の人々に、「山がきれいだから」という移住の理由に「山じゃ、メシが食えんからなあ」とあきれられた体験を語っている⁽¹⁾。

実はこれと同じ理由で、歴史的景観もそこにあって誰にでも認識されるものではなく、その価値が発見され、あるいは、その価値を認める教養があって見えるものらしい。

木原啓吉によると、1972年2月24日の朝日新聞朝刊は、「保存・再生の必要な歴史

的町並み」と題して自治体に問い合わせた結果として全国で169ヵ所をあげていたが、1978年に財団法人環境文化研究所が編集した雑誌『環境文化』(31・32合併号)は、あらためて全国の自治体に問い合わせた結果として400にのぼる町並みを確認している。都市化の進行によって減るはずが、逆に増えているこの奇異な現象について、木原は、住民や自治体の歴史的町並みへの関心がそれほど高くなかったため「見れども見えず」の状態であったものが、1975年の文化財保護法改正で伝統的建造物群という制度が動きだしたことなどで、二倍以上の町並みがある存在を認識されるようになったのだと説明している⁽²⁾。

オギュスタン・ベルクは「柳田が指摘するように、日本農民の語彙には風景の観念を表す言葉がきわめて貧困であった」と指摘する。それは「眺め」「見晴らし」だけである。そして、「風景という言葉は『光景』、『景色』さらには『山水』と同様に、中国渡来の言葉である。…中国の格言「風景如画」にあるように、われわれが風景を知覚するのは、絵画や詩歌などで教育され、仕込まれた視線によってである」という⁽³⁾。

この指摘は進士五十八が風景や景観を認識・把握する場合に三段階があるといっているのと共通する。つまり、第一はモノの形、色、大きさなど視覚面、第二は土地の広がりや自然生態系など土地利用面、そして第三は、幼児体験や思い出をはじめ、国民に共通する風景への根本態度や習慣など、認識・体験・歴史・文化の面である⁽⁴⁾。

ベルクは別の文脈で、田園風景は農民にとって美意識の対象になっていないとも指摘する⁽⁵⁾。ただし、日本の場合は西欧よりも教養層と農民層の「視線の隔たりが伝統的に小さいように思われる」とも言っている。これは「前近代的なメンタリティーの均質性を長い間保持していたためであろうし、また一部では日本文化がかなり以前から美意識というものを、集団の団結のための価値としてきたからでもあろう」と付け加えている⁽⁶⁾。この指摘は日本の歴史的景観の形成に関するベルクの見方をよく示している。

(2) 西欧と日本の歴史的景観の違い

第1章の終わりの方で、私は日本の歴史的景観と西欧のそれとがかなり性質を異にすることに気付いていたと述べた。もちろん、これは全般的傾向としての違いであって、全てがまったく対照的というのではない。近代化の過程で形成された歴史的景観

には、かなり西欧の町並みの調和の姿と共通する面があることも確かである。しかし、おおづかみに言えば、西欧の歴史的町並みは、空間の公共性の認識を前提にした都市計画がもたらしたかなり人為を感じさせる調和の姿である。これに対して、長野県妻籠の宿場町や冒頭にふれた吉野の集落、そして山梨県早川町で国の伝統的建造物群保存地区に選定されている赤沢宿の集落⁷⁾などを見ると、自ずと形成され、しかも周囲の自然と渾然一体となったうつろいやすい調和の姿をしている。

たしかに、日本の歴史的景観はベルクのいう「空間を均質化しようとする慣習」⁸⁾の産物であるといえる。ベルクは「ジャック・ブズー＝マサビュオはその論文で、どんなに日本家屋が『社会的に操作された発展の結果』であり、またしたがって『標準化された建築』であるか示した」という⁹⁾。この「標準化」は、例えば畳の規格や柱と柱の距離に表れており、「同一原理が全国の住宅構造を支配し、同じ標準尺度が、都会田舎の区別なくいくつもの地方を等しく覆っている。」とし、「こうした標準化には大工の同業組合（「座」）の厳格な組織と無縁でなかった。材料と方法がともに格一化され、それから外れることを全能の「座」が許さなかったのである」と指摘している¹⁰⁾。ベルクはこの規格化・標準化の背後に徳川時代の封建性支配による奢侈禁止令などの政治的制約があったことを認める。「厳密に階層区分されたこの社会では、それぞれの社会的カテゴリーに一定の型の住居が呼応していなければならなかった」というのである¹¹⁾。

しかし、大工の座の規格性と政治的制約だけで規制が機能するのではない。「中央権力の規制力が住居に関して（また衣服に関しても同じくらい）疑いもなく強く働いていたにしても、そもそも社会が全体としてそれを受け入れない限り、規制力が効果をもつことはなかったはずである。事実、日本人がかくまで高い象徴化能力を見せるのも、慣習が彼らの間に恰好の土壌を見出したからであろう」¹²⁾と地域の慣習にベルクは関心を寄せる。そして、先に引用した「空間を均質化しようとする慣習」という表現が出てくるのであるが、その前置きとして次のような判断が示される。「慣習の尊重には、中身、実質、事物の奥に対するいっさいの考慮の放棄という前提があるからだ。集団的性格を帯びた象徴が自動的に機能するためには、個人は自分の判断を諦めねばならない」¹³⁾。つまり、個は集団のなかに埋没しているのである。

オギュスタン・ベルクの論じているのは、西欧人の目から見た日本の「空間文化」の姿であって、歴史的景観論ではない。しかし、こうした規制への自発的従属と慣習

による空間形成の中で各地に遺されたものが、近代以前の遺産としての集落・町並みという歴史的景観であったことはいうまでもないであろう。そして、この空間文化論の延長上で、ベルクは後に見るように地域共同体とその規制の強さを確認している¹⁴。それを間接的に示唆しているのが次のような論述である。

ベルクは「街路は住民のものである」という小タイトルの中で、住居表示体系がフランスでは1700年代（「国家が、社会を段々数量的に捉えて、富をよりよく管理統制しようとした時代に当たるのは偶然でない」）であり、ナポレオン時代にほぼ今日のような形にできあがったという。「住居表示体系は、社会制御の一部であり、時間的にまた空間的に何を優先させるかで様々な形が可能になる」これに対して「第三世界の多くの都市では、所番地で示されるのは一つの区画、即ち集団であって個人ではない。我々の社会では逆に、住所は一つの点を示す。しかし、昔からそうであったわけではない。それに今日、この秩序は崩れる傾向にある。……そこでおかつ、日本で支配的なのはほとんどの場合、住民集団の秩序であるといわねばならない。この秩序は、一般的な目印の導入によって町を解りやすくするために、時に半強制的に課せられた異質の種々の体系をも、同化しようとする」¹⁵。こうした観察を経て、ベルクはその著『空間の日本文化』の第3部「国土の一体化 空間の社会組織化」において、「決定的に重要なのは細胞」という柱の下で「内界と外界」、「家細胞」、「農村共同体」、「町内会」と論述を進めてゆく。

ベルクは「公は私の中にある」という表題の下に、日本において公私の別がしばしば不分明であることについて、「日本の土壌そのものに刻み込まれている」という。例えば、水が村の共有物である限り、耕地は私有とされていても「村」有物であったという。だから、土地所有者が自分の土地を集団全体から切り離そうとしても、それはできない相談なのであるという¹⁶。そして、ベルクは公は私の中にある、つまり公的なものと私的なものが日本では明確に区分されていないことにふれ（例えば、労働時間内でも私的行動が許容される一方で、サービス残業のように公的なものが私的領域に入りこむ）つつ、「しかし全体としては、公的な時間が私的時間に勝っている」という¹⁷。

これに続いて、ベルクは次のような見方を示す。「公的なものは私的なものの上にあり、同時に中にあるのだ。その顕著な例は、伝統的農村共同体での家屋建築に関連する集団慣習に見られる。荒木博之氏によれば、家屋は「村」の所有物としての面を

持っている。屋根を葺く「葺」は「葺無尽」もしくは「葺頼母子」と称する制度によって、共同体が提供する。屋根葺き自体が協同作業で行なわれる（「ゆい」）。……建前もまた集団の仕事である。……棟上げにおける組あるいは集団の参加は、すなわち家の中心になるべき柱立ての行事における組の協力と参加を意味するものであり、集団の側からするならば、個人の家の中心であるべき柱に集団が参加あるいは介入することによって、個の集団への従属の事実を確認する意志表示にほかならない¹⁸⁾。そして、「これと同じ種類の考え方としては、日本の家屋の建築術について、日本家屋の機能は、ある種の世界観、つまり集団中心の社会秩序を確実に後世に伝達することだ、という考え方がある」と指摘するのである¹⁹⁾。

考えてみれば日本の集落を形成してきたものが、幕藩時代の禁令などの影響も否定できないものの、主としては地域共同体の伝統ないし慣行であり、その地域に伝わった建築関係者の共通の価値基準であることは当然である。農村景観について糸長浩司がつぎのようにいうのも同じことを意味しているのであろう。

糸長は「西欧追隨的な景観論や整備論ではなく、日本という風土、文化的特性を理解した上での景観論や整備論が必要になっている」とし、「この文化としての日本の農村景観は、特に集住の空間としての集落景観に、その文化性が色濃く出ている」という²⁰⁾。この日本的な農村景観の美しさを形成している「文化的原理」のキーワードとして、糸長は オモテとウラ、奥ゆき性、縁(エッジ)のあいまい性と明確性、

風土性(風水性/水網性)、均質的集住性、分散的完結性、共同的集約的景観維持、ヒューマン・ビोटープ、紅葉とモノトーンのコントラスト、を挙げる²¹⁾。例えば、は、日本の自然がモンスーン地帯にあるために成長力が旺盛で、人間がきめ細かく手を加えることによって、つまり、共同の集約的な管理で成り立ってきた景観であるという²²⁾。

しかし、ここで注意しなければならないのは、伝統的地域共同体が歴史的景観を形成してきたことと、それが今まで遺され、あるいは保存活用されているということとは別の問題であるということである。そこで次に、日本の歴史的環境保存(保存活動及び保存の法理論形成)の中で地域共同体をどう評価したらよいかという課題に向きあわねばならないことになる。

《注》

- (1) 青木徳吉・近藤信行・鈴木レナータ「座談会・山梨の県民性をどうみるか」甲斐ヶ嶺（甲斐ヶ嶺出版）17号、1993・12、5～6頁。
- (2) 木原啓吉『歴史的環境 その保存と再生』岩波新書、1982年、126～127頁。
- (3) オギュスタン・ベルク『日本の景観・西欧の景観』講談社新書、1990年、49頁。
- (4) 進士五十八「現代風景論序説」季刊争点24号、1981年。
- (5) ベルク・前掲書、112頁。
- (6) 同・113～114頁。
- (7) 赤沢宿は日蓮宗信者の信仰登山（七面山）の宿場として発展したもので、国道52号から分岐してからややしばらくして到達する早川町の入り口から、さらに狭い道を登りつめた過疎の寒村であった。しかし、集落に活気を取り戻そうという地域の方々（赤沢宿同志会）の運動と町当局の活性化策により、深い山に抱かれた見事な伝統的集落の姿として蘇っている。
- (8) ベルク『空間の日本文化』82頁。
- (9) 同・76頁。なお、ベルクの引用するジャック・プズー＝マサピュオの論文とは、Jaques Pezeu-Massabuau, La Maison japonaise, 1981である。
- (10) 同・77頁。
- (11) 同・78頁。
- (12) 同・79頁。
- (13) 同・82頁。
- (14) 同・127～128頁。
- (15) 同・149頁。
- (16) 同・230頁。
- (17) 同・231～234頁。
- (18) 同・234～235頁。
- (19) 同・235頁。
- (20) 糸長浩司「近代的・西欧的景観論を超えて」『暮らしが景色をつくる ニッポン型景観形成の源流』（現代農業増刊1995・2）13頁。
- (21) 同・14頁。
- (22) 同・17頁。

3 地域共同体は歴史的環境を保存できるか

(1) 地域共同体の過去と現在

地域共同体が歴史的環境の保存にどんな役割を果たしうるのかという問題を考える前に、伝統的地域共同体がどのように変化してきたのかを概観しておきたい。

ベルクが地域景観形成の主体とみた通りの地域共同体は、おそらく今の日本にはほとんど存在しないであろう。江戸時代にもすでに幕府や各藩によって「村切り」という改組が行われたし、明治中期の市制町村制で旧村はそれを構成する小単位とされた。この段階で旧村そのものが地域共同体であった場合もあれば、いくつかの部落が集合して村となっていた場合があるようだ⁽¹⁾。この基礎単位である部落に置かれた「部落会」がいまの自治会・町内会の原型である。倉沢進によると、農山漁村の「部落会」は農業水利の維持管理や屋根の葺き替えのような生産活動上の、あるいは生活活動上の相互扶助が基盤であり、この(しいて名づければ)「部落会」は各戸の世帯主による組織が運営にあたってきたのだという⁽²⁾。これに対して、町内会はもともと江戸時代の町方の居住地にのみ存在したものであるが、大正末期から昭和初期に他の地域に広がっていったのだという。「その契機は祭りであったり、災害であったり、あるいは衛生であったり、まちまちであった」とされている⁽³⁾。この町内会が広がっていく過程でも、農村部の部落会が模型にされたという。「たいていの都市住民は農村出身者であるわけだから、それがあたりまえなのだという受けとめ方をしてきた。したがって住宅地にも広がった」のだと倉沢はいう⁽⁴⁾。

日清、日露の両戦争を経て日本が本格的産業革命期に入ると、倉沢のいうようにムラを離れて都会に出る者が増え、また、これと時を同じくして進行した農山漁村の商品経済化と明治政府の苛斂誅求は貧困層をムラに増やし、小作農に転落するものがなくなかった。当然ながら、ムラの地域共同体の求心力は弱くなる。しかし、天皇制支配を維持し、労働者や兵士の体制からの離反を防ぐため、戦前の国家権力は解体せんとする地域共同体を補強するさまざまな政策を行う。これについては本誌5号に掲載した「山梨の教育史」のなかで若干ふれたことがあるが⁽⁵⁾、一方においては地方改良運動によって自発的な共同体的団結の強化が図られるとともに、他方では戊申詔書

(1908年)で国運発展に向けて「自彊息まざるべし」と呼びかけ、農本主義を普及するなどの方策を講じている。

秋元律郎によると「市制町村制理由」に「本制八市町村二区ヲ画設スルコトヲ許すとされ、明治の町村合併で行政村の一部となった区が地方自治体の業務を補助する機能をもたされていたが、一方で、区は「一ノ自治体ニ非ス区长モ亦其固有ノ職権アルニ非ス」とされていたように任意団体として位置付けられていたという。そして、これは、地方名望家層に地域末端組織と行政との媒介機能を担わせることによって官治的な統合を図るところにねらいがあったのだという。この現れとして地方改良運動による自然村の強化や小作争議激発による大正期の村落共同体秩序の分裂を背景とした五人組復活論や昭和初期の「農山漁村経済更生運動」などの一連の動きを指摘する⁶⁾。やがて農村部の地域共同体組織の原理が都市部に広がって、それを行政が末端行政単位として活用するようになる。ここでは、普通選挙制度施行にともない、名望家政党から大衆組織への変化に対応することに政党が失敗したため、政治家が町内会を自らの支持基盤として利用していったという田中重好の指摘が興味深い⁷⁾。

その後、鳥越裕之が東京の西府村(現在の府中市の一部)の事例研究で明らかにしているように、15年戦争の激化とあわせて国家による政治面・経済面の統制強化の必要から、「従来、等閑視あるいはときには否定的に扱われてきた部落会町内会が、次第にクローズアップされてくる。これは旧慣を積極的に再構成することが、統制上きわめて有意義であろうと考えたときの為政者の自覚にもとづくものである」という⁸⁾。これは自主組織であった部落会・町内会が末端行政組織にきっちりと組み込まれたことを意味し、ここで行うこととされた「常会」は戦時統制と厭戦意識排除の有力な手段とされた。企画院のメンバーが1940年に部落会・町内会における常会の運営に関して手引書を出しているのは、この手段をしっかりと普及させる意味があったと考えられる⁹⁾。地域共同体と密接不可分の組織がこのように再構成され、利用されたことは、おそらくその性格を大きく変化させたのではないだろうか。

日本が第二次世界大戦の敗戦によって占領軍の下で自治制度の再編が行われた過程で、この部落会・町内会の存廃が大きな課題の一つとなった。鳴海正泰の紹介する当時のGHQ文書「日本の政治的再編成」の中で、「住民と市町村との間に介在」する三つの梯隊があったとされている。それは隣組、町内会及び部落会、町内会または部落会の連合会、である。そして、「この組織は、じつに巧みに作られており、

権限と支配の系統は、直接に中央政府とくに内務省につながっていた。住民全体に対して宣伝し、訓戒し、命令し、組織化する場合におけるこの組織の適格性及び有効性は、まさに驚異的であった。中央政府が人民の一層強力な戦争協力を望むとき、知事は、市町村長に命令し、市町村長は、各人の生活を支配しているこの三つの組織の長に命令した。」と書かれている¹⁰。

GHQ がこうした地域組織とそれと一体化したボス支配の根絶の必要性を認識したのは1946年4月の戦後第一回衆議院選挙の実態をみたときであったとされる¹¹。GHQ のケーディス大佐は町内会・部落会を存置するのであれば、長を公選にすべきで、それができないならば廃止すべきだと日本政府に申し入れた。しかし、日本政府にはこれについて全く別の認識をもっていた。当時の町内会・部落会は「今日のような自主的な住民組織ではなく、市町村行政の末端組織として、たとえば戸籍事務・統計の末端事務・食糧の割当・供出・予防注射の実施・水道料金・保険料の徴収にいたるまで、広汎な権限を与えられていたのであり、これを廃止することは国内行政建直しを急いでいた政府にとっては打撃であった¹²。しかしGHQ の態度は厳しく、当初は地方長官の訓令によって、最終的には1947年5月3日付政令15号「町内会・部落会又はその連合会等に関する解散、就職禁止その他の行為の制限に関する件」¹³によって解散が命じられる。だが、町内会・部落会のような組織の有効性を利用したい政府は「自主組織」としてこれを再建する方策を進め、「名称を自治会・親睦会にかえて、実態はそのままという形で、わずか3ヵ月以内に80%が復活し、4年後には97%が再組織された」¹⁴のであった。

その後、都市化の進行、農村地域での人間関係の変化で地域共同体には大きな変化が生じ、これと重なっている「自治会」(町内会・部落会)の実態や役割も変化している。田中重好は日本の占領が終わった後の町内会の変容について、中村八朗の論考¹⁵を引用しつつ、(1)加入が世帯単位、(2)加入が「自動的」「半強制的」、(3)活動内容が「機能的に未分化」、(4)「行政補完的」「行政下請け的」、(5)「保守的伝統の温存基盤」である、という従来の指摘のうち、(4)と(5)が妥当しないものが現われてきたという¹⁶。都市地域でアパート住民が多いところ等では全世帯加入という原則も空洞化しているであろうし、形だけ加入していてもほとんど自治会の活動には無関心という層も増えているはずである。しかし、その一方で、新興住宅団地等でも「自治会」が結成されることが多い。1998年7月に日本を震撼させた和歌山市園部のヒ素混入カレー

事件も、新興住宅地での自治会の懇親行事で起きたトラブルであった。では、こうした町内会（自治会、地区）に組織されている現代の地域共同体は、歴史的環境保護、あるいはより広い意味で地域の空間管理において、いまどのように評価すべきなのか。次節以降ではこの点を考えてみたい。

(2) 地域共同体をどう評価するか

現代の地域共同体が歴史的景観を含む歴史的環境保護の核として機能できるかという問題に先立って、町内会・自治会をどのように評価するかというより一般的論議に簡単にふれておきたい。

これについては、大きく分けると、町内会・自治会に代表される地域共同体を公私の別のあいまいな過去の遺産として否定的にみる見解と、前節で引用した中村八朗に代表される「文化の型」として積極的評価する立場に二分されている。

前者の例として、1950年代の文献ではあるが、丸山真男の見解を挙げておきたい。丸山は、明治国家の制度的近代化は迅速に達成されたが「ただし絶対主義的集中が前述のように権力のトップ・レヴェルにおいて『多頭一身の怪物』（筆者注・これは天皇制官僚機構を意味している）を現出したことと対応して、社会的平準化も、最底辺において村落共同体の前にたちどまった。むしろその両極の中間地帯におけるスピーディーな『近代化』は制度的にもイデオロギー的にもこの頂点と底辺の両極における『前近代性』の温存と利用によって可能となったのである」という¹⁷⁾。そして、「この同族的（むろん擬制を含んだ）紐帯と祭祀の共同と、『隣保共助の旧慣』とによって成立つ部落共同体は、その内部で個人の析出を許さず、決断主体の明確化や利害の露わな対決を回避する情緒的＝直接的結合態である点、権力（とくに入会や水利の統制を通じてあらわれる）と恩情（親方子方関係）の即自的統一である点で、伝統的人間関係の『模範』であり、『国體』の最後の『細胞』をなして来た」というのである¹⁸⁾。こうした近代日本における人間関係の基本の型が、西欧における「ササラ型」という、「長い共通の文化的伝統が根にあって末端がたくさんに文化している」と対照的な「タコツボ型」と呼ばれるものとして機能社会にも入りこんでくる。そして、丸山は「ところでこういうふうには各組織体がみなタコツボ化しますと、その組織体は、それに属するメンバーというものを、まるごと飲み込んでしまうわけであり、メンバーをまるがかえにしてしまうから、従ってその相互の間に共通の言葉、共通の判断

基準というものが自主的に、つまり下から形成されるチャンスはおのずから甚だ乏しくなる。……われわれの国におけるこういう組織なり集団なりのタコツボ化は、封建的とかまた家族主義というような言葉でいわれますけれども、単なる家族主義とか封建的とかいった、いわば前近代的なものが、純粹にそれ自体として発現しているというより、実は近代社会における組織的な機能分化が同時にタコツボ化として現われるという近代と前近代の逆説的な結合としてとらえなければいけないんじゃないか¹⁹というのである。

これは戦前の地域共同体のあり方をマイナス評価した典型的な論議であるが、かなり変化は見えるものの、ここで指摘されている村落共同体の特徴を現在でも残している「自治会」やその基礎単位としての「班」ないし「組」は少なくない。私が現在住んでいるのは甲府市の一部ではあるが、昭和の合併以前は村であった、農村部に市街地が広がりつつある地域である。そこにおける自治会とその単位組織である組の運営には丸山のいうような旧慣が一部ではあるが根強く残っている。

一例をあげてみたい。山梨では葬式を組が仕切る慣行がある。組のなかに葬式がでると、組のメンバーは夫婦単位で2日、場合によっては3日にわたってこの手伝いに駆り出される。1年交替の輪番で務める組長夫妻は一切の指揮をとらねばならず、当然、仕事は休まねばならない。組のメンバーのほとんどが2日仕事を休んで手伝うほど葬儀が忙しいかということ、実は、そうではない。最近は葬祭業者が陰で一切を進めるから、多少の労力提供をするだけで、ほとんどの時間は無駄話をして時を過ごすことになる。女性陣は喪主の家族や親族の食事の世話と称して忙しく炊事をするが、これもかなりの部分は組のメンバーが飲み食いするためである。当然、喪主の負担も多くなる。勤め人が多くなっているから、かなりの人がこれを不合理と考えているが、これがなかなか変わらない。私はこの慣行の不合理な部分を変えようと地元新聞で1999年1月に提言してみた²⁰。これに対して多くの賛否の意見が新聞の投書欄や葉書などで寄せられた。このなかで面白かったのが、つぎのような投書である。「……最大のハードルは、だれが『改善』を言い出すかである。喪主は手伝っていただく立場なので言い出しにくいであろうか。組長はお手伝いをする立場で『楽』をしたいように言い出しにくいであろうか。一番よいのは組の会の折にでも長老格の人が言い出してくれることだと思う。このハードルさえ越えれば意外に早く話は進むと思う。隣組の新年会の時に提案しようと思っていたら、夫から『やめておけ。わが家が泥をかぶ

ることではないよ』と言われた。最大のハードルは目の前にあった。わが家は長老格ではなかった」²¹⁾。中巨摩郡の主婦とだけ書かれたこの投書には山梨の地域社会の雰囲気がよく表れている。私も毎年1月15日前後に行われる私の家が属する組の年次総会兼新年会で早速投書の内容を提言したが、長老組は真っ向から反対はしないものの、決して賛成とはいわない。宴会が始まると、「まあ、こういうことはしきたりがあるから」と誰とはなしに声ので、その場では私の提言は没になったようである。県内マスコミでは有識者としてさまざまな問題に発言している筆者も、組では「きたりもん」(新参者)でしかないのである²²⁾。

これに対して、1960年代の新興都市地域における町内会の実態調査から、それまでの町内会に対する否定的評価が根拠のないものであり、こうしたものが都市社会に存在しえているのは、それが文化の型であるからだという中村八朗のような見解がある。中村によれば、戦中の町内会の戦争協力も、町内会が走ったのではなく、国民全体がその方向に走ったからだという²³⁾。

このような立場から地域自治における町内会的組織の積極的可能性を論ずるのが中川剛である。中川は、「日本人にとって自治の生活単位は町内会規模が最も自然」であるとし「市民連帯は、この基本的自治単位が意味を持ちえてのみ、その延長上にあられるものであろう」²⁴⁾という前提から論を進める。そして、「欧米では人口10万でも50万でも、自治体として成立するぶんにはさしつかえない。…論理的には、小コミュニティで行われる自治と、大コミュニティで行われる自治とのあいだに、質的相違はない」。これに対して「日本の場合、……地域に自治が成立するのは、基本的には人間関係の場がそこに成立しているからである。盟約によってではない。これが自治の、ことに日本における原型だろう。生活上の接触を欠いたところでは、地域の規範が形成されることはない」²⁵⁾という。この前段はやや独断的だと思うが、この点は後にふれる。さらに、(欧米では)「論理的には市とは別にコミュニティが成立する余地はない。……日本の場合は逆に、市町村自治がなかなか実質をとまわらない悩みがあるかわりに大都市化しても地域社会は比較的安定している。これはいわば自然村原理による住民集団の無意識的連合が、都市部になお生きているからである」²⁶⁾という。この比較論もやや無理があると思うが、地域社会の安定性を指摘する部分には納得できる面がある。その一方で、「町内会は自治の担い手としての市民という華々しいイメージからは遠い」といい、これが「行政の下部機構に組み込まれることが本来

無理なのである。その機能は、制度上の自治の下地となる住民意識を涵養すること、みずから処理しうる限定された仕事を構成員の利益となるかぎりにおいて処理するにとどまるのである」と指摘する²⁷⁾。そして、町内会を支えてきたたてまえが弱体化してきていることを指摘する²⁸⁾一方で、菊地美代志の「わが国の住民組織は、地域単位に編成され、そこに居住している異階層の人々を過去・現在・未来にわたって統合しつつ永続せねばならない運命的性格をもっている。こうした本来的異階層組織のほうで、階層利益の調整に関してうまく機能しやすく、下位階層への配慮も行きとどきやすいと見るのは、買いかぶりにすぎるだろうか」²⁹⁾という主張を引用しつつ、(町内会は)「どちらかといえば微弱的、かつ体制的である。体制的とはいっても、特定の体制に固執するのではないから、体制があらたまればこれに追随する」³⁰⁾と、町内会が特定の立場をもたないことを強調する。こうした組織の中で自由な発言がしにくい点については、「全体の名において有無を言わず行動をそろえようとするのは、日本社会の病理の一つであり、極左や極右の政治集団にはことにそれが顕著であるが一般にはどのような集団にも見られるところである」³¹⁾と弁護するのである。結論に近い部分で中川は今後の町内会の運営改善について「地域に青年の参加を欠いては、集団は活力を保持することができず、地域民主主義も完成しないのである。さらには、経験による知恵が、実験によって豊かになる機会も失われるであろう。町内会は、リーダーシップの重要な部分を青年に移し、青年はことに、社会的責任を引き受けることに習熟すべきではないか」³²⁾と青年層が今後の町内会運営の主体となることに期待を寄せている。

この中川の主張や先に引いた中村八朗の論議は、近代化論の立場から日本の地域共同体を一刀両断的に否定する論壇や学界のそれまでの傾向に対して、敢えて異を唱えたものとしては興味深い。しかし、いくつかの点で違和感をもつことも事実である。

まず、中川の「市民連帯は、この基本的自治単位が意味を持ちえてのみ、その延長上にあらわれる」という前提自体が必ずしも自明ではない。行政主体としての国・県・市町村と個人との間に中間的団体が必須であるとしても³³⁾、これが必然的に町内会や自治会であるとは限らない。また、欧米と日本を対照的にみる見解も実証に乏しいし、町内会が「行政の下部機構に組み込まれることが本来無理」というのも事実反していると考ええる。一般論としていえば、今日、自治会・町内会の多くが形骸化の傾向を深めるなかで、唯一これを支えているものがあるとすれば、それが行政の下請

け機構として基礎自治体と密接につながっている事実であろう（個別の実態をとりあげるならば、別の要素がかなり働いている場合があることは否定しないが）。これは現在の自治会・町内会の本質にかかわる部分であり、前節で、「地域共同体と密接不可分の組織がこのように再構成され、利用されたことはおそらくその性格を大きく変化させたのではないだろうか」と述べたことに関わる点である。中村八朗等は町内会・自治会は融通無碍に形を変えられる容器であって、戦時期に行政の公式の末端機構として組み込まれたのも、前に引用したように、「国民全体がその方向に走ったからだ」という。しかし、江戸時代の自然村が自治の単位として権力支配への対抗に大きな役割をはたしていたのが、明治以降の体制内化でその性格を失ったように、実は地域共同体やその外皮である部落会・町内会も組織原理を変えてきているのではないだろうか。明治以来次第に行政の下部機構に組み込まれていった痕跡は今日の町内会・自治会の基本的体質として残されているように私にはみえる。

たしかに、自治会が地域のあり方の基本に関わる問題について一丸となって抵抗運動に立ち上がる事例はある。実際に私もその事例の一つにかなり長期にわたって関わったが³⁴、この場合でも、県内の歴史・文化財保護団体関係者が加わった運動体をつくり、これに地域の方々加わるという形で運動が行われている。都市地域の自治会の中にもかなり地域空間の管理に関する問題に積極的に関わっているものがあるはずである。こうした事例に出会った観察者はおそらく自治会を積極的に評価することになるであろう。しかし、こうした運動はある期間で終わるのであり、これが再び形骸化した行政下請け機関に戻らないという保証はない。むしろ、地域に争点があって、地域住民のかなりの部分がこれに同じ姿勢で向かっている場合の組織は、大村が紹介するフランスのアソシアシオン（大村は「結社」と訳しているが、日本でいえば多くのものが「任意団体」に限りなく近い）と見るべきではないだろうか。この点は後にもう一度検討する。

大村は、フランスで日本の町内会の役割を演じているのが、さまざまなアソシアシオンであるという。例えばパリの北西郊外のセルジー・サン＝クリストフは、低廉賃貸住宅（HLM）が少なくない、「危険地区」ではあるが、地区会館（Maison de Quartier）を拠点とするアソシアシオン（「連帯」のためのモノから、芸術・スポーツ活動のためのものや出身国の文化にあかわるもの、カットリックやイスラムなどの宗教関連のものまで多種多様なものがある）が組織されており、活発に活動している

という。そして、フランス人は「社会的なきずなに関心」どころか、このアソシアシオンは、「一緒に生きる」ための方法にほかならないと、フランスの人類学者の調査報告を参考に述べている³⁵。

たしかにフランスでは回覧板のようなものはないらしく、「コミュニヌからの連絡は全戸配布の広報誌でなされるか、郵便で直接にとどく」³⁶。しかし、「自治体が中間組織をまったく利用しないのではなく、私企業や公法人のほか、アソシアシオンに外注するサービスが6割程度あるという。アソシアシオンに委ねられる自治体行政の主なものは文化・スポーツなどであるが、学校給食がアソシアシオンでおこなわれていることもある。そして「アソシアシオンなしでは地方行政は立ち行かないとも言える。少なくとも、自治体とアソシアシオンが密接な関係にあることは確かである。...実際のところ、行政との関係が相対的には希薄なものも含めて、地域のアソシアシオンはコミュニヌによって総括されているという印象を受ける」³⁷という。

ここで大村のいうアソシアシオンはあくまでも個人が自主的に参加するものであることを確認しておきたいが、その一方、これが地域共同体に替わる役割をはたしている印象も強くもつ。それを意識したのか、この本に関する水町勇一郎（フランス労働法）との対談のなかで、大村はこの本への読者の反応のひとつとして「私の議論が、ある種の伝統的共同体にコミットすることにならないか、あるいは、そうでないとしても、結果としてそれに棹さすようなことにならないかという危惧をもらされる方もいました。自分自身はそういうつもりはないのですが、考えるべき事柄を含んでいると思いました」といっている³⁸。これに対して水町は、「共同体にコミットメントするかどうかですが、共同体というものと、かつて見られたような『悪しき共同体』との区別が非常に重要だと思います。社会性とか共同体というのは、人間が生きていく上では必ず必要なもので、それはおそらく日本でもフランスでもそうだと思います。問題は、人間にとって悪しき共同体になるか、優しい共同体になるかで、そのポイントは、閉鎖的で排他的か、それとも個人の自由を尊重しながらある程度の開放性を持っているかという点にあると思います。日本では、昔の悪しき共同体的なところがいまの日本の企業共同体の中に残っていますし、地域共同体の中にもそういう悪しき傾向が見られますので、共同体というものを重視する場合には、十分に注意をしなければいけない」といい、フランスではアソシアシオンという共同体には法律というルール（1901年法）があって、開放性や個人が尊重される仕組みをうまく作っている

としたうえで、「我々も、やはり共同体は人間が生きていく上で大切なんだということを中心に認識しながら、悪しき共同体にならないようどう制度をつくっていくのが重要なんだということ、もう一度認識すべきだと思います」といっている³⁹。この指摘はかなり重要なものであると考える。

(3) 歴史的環境を保存する主体は何か

地域問題の共同管理の主体について検討した著作の冒頭で、中田実は、1960年代以降、全国で地域社会と住民生活が変化したことを指摘したあと、変化をとげた「さまざまな地域」が「それぞれになんらかの自治の単位として、地方自治体の自治とも通底する位置を占めるものでなければならない」といい、「その基礎にある原理は、住民生活の場の再建であり、各住民が一市民として相互に交流しあう社会の創造をすすめることであろう。こうした相互交流の關係の創造は、地域の問題に主体的にかかわろうとする参加民主主義への指向をもつ市民の形成と、相互規定的に結びついている。こうした市民がいないところでは、地域で必要となる行動や關係の起動力は、その背後に行政からの要請が潜んでいる場合を含めて、既成の地域組織の役職者に支えられることが多い。現実の地域社会の多くはまさにこの状態であり、そしてまた、そこにとどまりえないがゆえに、見直しと変革とが求められているのである。しかしそれは、既存の地域組織を否定するものではない。地域組織の再生と変革とが求められているのである」という⁴⁰。

その一方で、中田は、1980年段階における論文においてではあるが、「地域住民組織からの『自立』を果たし、体制的支配に立ち向かう自由を手に入れた『市民』や『大衆』が地方自治の主体たりえているかということ、必ずしもそうでなかったことは周知のところである」⁴¹。と指摘している。

「つまり、自治の『主体』形成論のなかに、体制的支配の機構の側面の一面的重視による住民の地域生活のもつ構造の不当な軽視、その結果として、後者の構造を体制支配の末端構造としてしかとらえられない弱さがあったのである」という。そして、「この点に反省を求め、現実の地域を見直させる契機を与えたのが住民運動の発展であった。住民運動は『理念の存在によって日常性を否定し（観念的自己抑圧）、その行為によって運動の主体性を確立』しようとしてきた従来のわが国の社会運動とは『異質』な運動であり、それが地方自治の『主体』形成論に新しい展望をきりひらいた

たのである。」「この点を見落とした『上からのコミュニティ編成』批判は、批判の当たっている点は十分認めるとしても、『主体』形成論の課題との関係でいえば、そこだけでは外在的批判にとどまったのである」⁴²とする。

しかし、1970年代の住民運動について似田貝は「成功した住民運動の場合の多くは、組織化＝『実践集団化』が、既存集団から相対的に、ないしまったく独立して成功した場合である」ともいっている⁴³。この指摘が4半世紀を経過した現在にもあてはまるかどうか、また、対処すべき問題の違い、あるいは地域住民の質の違いなどを越えて妥当するかどうかにも疑問なしとはしない⁴⁴。しかし、長い年月を越えて地域環境を時の経過のなかでの変化を許容しつつ形成・保全していく過程での主体と、それが外在的力で破壊されようとするときに、それを裁判に訴えても守っていかうとする場合の主体とは別のものを考えなければならないであろう。実際に、これまで遺跡を含む広義の歴史的環境保存運動は地域住民全体ではなく、その中の一部と地域外の人々の連合により構成される運動体によって担われてきた。地域共同体がそのまま主体となっている場合でも、ある種の核になるグループがあり、その外延を他のメンバーがかこんでいるという姿があったはずである。前節でふれた、私自身が関わった山梨県韮崎市の運動の場合も同じで、形の上では旭町という農村的共同体が地区全体で運動に取り組んでいたが、やはり中心部にいる人々とそれをとりまく地区の他の住民とではかなり温度差があったように思う⁴⁵。こうした場合の運動の主体は、やはり前述したように、フランスでいうアソシアションに近いものであるといわざるをえない。ただ、こうした事例が示すように、関わりの濃淡はあれ、地域社会が地域の共同管理主体として運動の主体となる可能性は否定できない。こうした運動を通じて学習が行われ⁴⁶、その中から地域社会のあり方を変革する芽が育っていくということも期待できるであろう。また、地域の歴史的環境が地域共同体によって形成されてきたきた事実そのものは否定できないのである。

いずれにせよ、地域の環境を地域の住民が大切にし、これに対する外部からの侵害に共同で立ち向かうという姿勢は重要である。これについては裁判所も、原子力発電所の立地や産業廃棄物処分場のような、生命健康にかかわる運動については一定範囲の住民について争う権利を認めてみた。しかし、歴史的環境については、これまで多くの判例が否定的な見解を示してきた。次節では本論文の出発点であった、歴史的環境に関する権利について結論的見解を示してみたい。

(4) 歴史的環境権の再構築

これまで日本の裁判所は、例外的場合を除いては歴史的環境の法的価値ないしこれに関する国民・住民の権利利益に否定的評価をしてきた⁴⁷⁾。これについて私は、以前から歴史的環境や都市の美観を重視する西欧の例を引いて批判をしてきたが⁴⁸⁾、これが本当に批判となりえているのかを再検討してみる必要がある。たしかに、公共空間の美観に関する法的意識において彼我の違いは歴然としてある。その背景には吉田克巳がいうように、パブリックな空間とプライベートな空間の峻別があり、パブリックな空間については厳しい規制が当然なのだという観念が根付いていることが指摘できよう⁴⁹⁾。しかし、オギュスタン・ベルクの論述でみたように、日本においては空間意識についても公私の別が不分明なところに特色があり、西欧的価値意識を参考にせよというだけでは説得力に欠けるといわねばならない。

この論文を書きはじめるときにもっていた行き先のみえない不安は、このあたりに一番の心配があったのだが、実は、執筆中に思いがけない朗報がもたらされた。2002年12月に、本稿の主旨とかなり近い判決の報道が二つあった。一つは、18日の東京地裁判決で、国立市の「大学通り」沿いに建てられた14階44メートルのマンションの20メートルを超える部分の撤去を命じた「国立マンション訴訟」判決であり、もう一つは、昭和初期に建てられた滋賀県豊郷小学校の建物解体について、文化財的価値があるとして差し止めた大津地裁の仮処分決定である⁵⁰⁾。とくに前者は、このマンション建築自体は建築基準法に違反しないが、「同法は、建築物の構造等に関する「最低の基準」にすぎないから、私法上の違法性は別途検討される」としたうえで、「ある特定の地域で。地権者らが十分な相互理解と結束のもとに、土地利用に関して一定の自己規制を長期間継続した結果、独特の街並が形成され、その景観が当該地域内の生活者らのみならず、広く一般社会でも良好な景観と認められることにより、土地に特定の付加価値を生み出している場合には、地権者らはその土地所有権から派生するものとして、良好な景観を自ら維持する義務を負うとともに、その維持を相互に求める利益（景観利益）を持つに至ったと解すべきで、この景観利益は法的保護に値し、侵害する行為は一定の場合に不法行為にあたる」と、地域住民の「景観利益」を法的に認めたのである。

この大学通り周辺の景観は1927年の一橋大学移転で原型が作られ、その後70年余に

わたる地域住民の努力の結果として形成されたものであり、マンションの建築主である不動産業者は「法違反はしていない」として反対する住民との話し合いを拒否し、行政の指導にも従わない一方で、住民らが形成してきた「景観」を売出しの目玉にするという悪質なルール違反を重ねてきたのである。

このルール違反は、環境問題の本質の説明に使われる「共有地(コモンズ)の悲劇」と共通する。高層マンション建築と販売は、環境空間の共有者が皆でルールを作り、それを守ることで維持されてきた景観利益から、そのルールを破ることにより一人だけ過大な収益を得る行為にほかならない。次々に違反者が現われてルールの基準を超える建築をするならば、永年にわたり形成されてきた景観は破壊されてしまうであろう。

この判決が目されるのは、従来は、「良好な景観」の保存要求について、これを「主観的なもの」⁵¹⁾とみなし、また「内容、要件等が不明確であって、私法上の権利と認めることはできない」⁵²⁾とされてきたものが、これを法的保護に値する利益と認めたことである。一定地域の地権者が永年にわたり自己規制を続け、その結果として「広く一般社会でも良好な景観と認められることにより、土地に特定の付加価値を生み出している場合には、地権者らはその土地所有権から派生するものとして、良好な景観を自ら維持する義務を負うとともに、その維持を相互に求める利益(景観利益)を持つに至るのだ」という論理は、これまで歴史的景観ないし良好な景観を価値観の違いとして認知してこなかった司法判断から大きな一歩を進めたことになる。

これは都市計画ないし都市工学専門家が従来からいってきたことを裁判所が認知したということでもある。西村幸夫は歴史的景観の価値について、「伝統的な街路景観や農村景観はほぼ例外なく大多数の人が美しいと感じる景観であることは経験的事実であるといえる」とし、その理由のひとつは「周辺環境の中から析出してくるよう徐々に形成されたいわゆる伝統的な景観そのものをわれわれは本来受容する感性を保有しているのではないだろうか」⁵³⁾と指摘する。つまり、歴史的景観の価値はかなり普遍的価値と考えることができるのである。そして、このような景観の保全は、「暗黙のルールを明文化するだけで十分機能しているところが多くあるのです」といい、その具体例として、岐阜県古川町でいう「相場」という言葉を挙げる。すなわち、建物について「相場くずし」というのは、「周りのものと違うものを建てることなのですが、それはみんながいけないと思っている。それは建物だけではなくて着るものな

どすべてにあるのですね。そういうものをきちんと見える形にすることでみんなが納得するルールができます。そして、それはコミュニティが生きているからだと思いません」⁵⁴というのである。

この西村の主張のように、地域社会（コミュニティ）が形成してきた景観的価値が、いわば大多数の人にとっても価値として認知され、それを破壊しないことが社会のルールとして法的価値を認められるというのが国立マンション判決の結論である。これは、単に、環境の保存か開発利益（財産権の保護）優先かという古典的なバランス論ではない、新たな論理が形成されたとみるべきである。たしかに、これまでの判例の中にも歴史的環境の法的価値を高く評価した日光太郎杉判決⁵⁵があったが、この判決は「国民が等しく共有すべき価値」という抽象的論理づけしか示していなかった。この国立の判決に接して、この論文で追求しつづけてきた具体的権利の形成とその主体について、ようやく結論を見いだせたように思う。都市計画権限が財産権によって大きく制約されてきた日本の、歴史的環境（景観）の多くは地域住民の永年の努力と自己規制で形成されたのであり、それが価値を生み出し、地域のルールとして守られてきた。こう考えるならば、地域住民及び具体的時点においてそれを代表して歴史的環境の保存を訴えてきた人々ないし団体（アソシアション）には、これを破壊しようとする者に私法的に権利として対抗することができるとともに、その破壊ないし大幅な価値低下を許容する行政処分の取消訴訟における原告適格が認められることになる。なお、この論理構成は伊場訴訟のように、遺跡の保存を求める訴訟には直接にはつながらないように受け取られる可能性があるが、地域の歴史遺産の解明とその価値の普及活動そして保存運動を真摯に続けている人々及び団体には、地域景観を形成・保存してきた者と同じ法的評価が与えられてよいであろうし、阿部泰隆のいう「学術上重要な利害関係を有する研究者を、遺跡破壊と法治行政の監視役に任ずる」⁵⁶という趣旨とも矛盾しないはずである。

《注》

- (1) この伝統的地域共同体の形も日本国内で一様ではなかったようで、坂田聡は大きく分けても3類型があったという。坂田聡・榎原雅治・稲葉継陽『村の戦争と平和』（日本の中世12）（中央公論新社、2002）112頁以下。
- (2) 倉沢進「町内会と地域社会」倉沢進・秋元律郎編『町内会と地域集団』（ミネルヴァ書

- 房、1990) 16頁。地域共同体とこれと密接なつながりをもつ組織としての自治会・町内会に関しては相当数の文献があるが、この本はさまざまな立場の研究者の論考を収載しているので、基本的にはこの本に依拠しつつ比較検討を進めることにしたい。
- (3) 倉沢・同、15頁。
 - (4) 同、17頁。こうした部落会型「町内会」が普及する前の町場の自治組織は地域住民全員加入ではなく、例えば通りに店を出している主人(旦那衆)の集まりであったようだ。
 - (5) 椎名「山梨の教育史」大学改革と生涯学習5号(2001)24~25頁。
 - (6) 秋元律郎「中間集団としての町内会」倉沢進・秋元律郎編『町内会と地域集団』136頁。
 - (7) 田中重好「町内会の歴史と分析視角」倉沢進・秋元律郎編『町内会と地域集団』36~39頁。
 - (8) 鳥越裕之『地域自治会の研究』(ミネルヴァ書房、1994)140~141頁。
 - (9) 鈴木嘉一『隣組と常会』(誠文堂新光社、1940)。
 - (10) 鳴海正泰『戦後自治体改革史』(日本評論社、1982)53頁。
 - (11) 同・54頁。
 - (12) 同・56頁。
 - (13) 当初は訓令によって措置していたのが正規の立法によったのは、1947年3月末日に廃止されたはずの町内会・部落会が4月5日の統一地方選挙で活発に活動していたからであるとされる。同・57頁。
 - (14) 同・58頁。
 - (15) 中村八朗「都市町内会論の再検討」都市問題56巻5号、1965。
 - (16) 田中重好・前掲(7)論文、53頁。
 - (17) 丸山真男「日本の思想」(初出・『思想』1958年1月号)引用は『丸山真男集』第7巻、岩波書店、1996、227頁。
 - (18) 同・227~228頁。
 - (19) 丸山真男「思想のあり方について」(初出・『図書』1957年9月号)引用は『丸山真男集』第7巻、岩波書店1996、163~164頁。
 - (20) 椎名「山梨の葬式と地域社会」山梨日日新聞1999年1月10日。
 - (21) 山梨日日新聞1999年1月17日の投書欄掲載。
 - (22) この提案はその後かなりの影響をもったようで、喪主の自宅でやっていた組主導の葬儀は少なくなり、かなりの部分が各地に開業したセレモニー・ホールで行われるようになった。これまで言い出しにくかった意識的障壁がこの論議で取りはらわれたためではないかという指摘を何人かから聞いた。
 - (23) 中村八朗「文化の型としての町内会」倉沢進・秋元律郎編『町内会と地域集団』79~

80頁。

- 24) 中川剛『町内会』中央公論社（中公新書）1980、10頁。
- 25) 同・92～93頁。
- 26) 同・102頁。
- 27) 同・109頁。
- 28) 同・122頁。
- 29) 菊地美代志「地域住民組織とコミュニティ形成」都市問題70巻4号、1979。
- 30) 中川剛・前掲書、133～134頁。
- 31) 同・122頁。
- 32) 同・137～138頁。
- 33) 大村敦志は「個人主義が圧倒的に強いようにみえるフランスでも、中央集権国家と個人との間にはアソシアシオンという中間団体が必須であるらしい」という。ただし、このアソシアシオンは、本文で述べるように、日本の地域共同体的組織とは違う組織原理をもっている。大村『フランスの社交と法』有斐閣、2002、184～185頁。
- 34) 山梨県韮崎市の甘利沢に近い旭という地区で、沢の上流地域で土砂採取を大規模に行う計画が一旦許可され、災害やダンプ公害を懸念した住民が反対運動を起こした事例である。やがて地域の市会議員が土砂採取予定地が甲斐源氏の祖武田信義の白山城の南城直下にあたること、これが武田信玄時代にのろし台として使われたことから、地域ではこれを（煙の立ち昇るさまを表す）「ムク台」と呼んでいることに気付いたことから、文化財保護運動となり、私も「武田発祥の地を守る会」の役員としてこの保存運動に加わった。最終的には採取予定地に白山城の一部をなす遺構が発見され、国史跡に指定されてこの問題はひとまず落ち着いた。
- 35) 大村敦志『フランスの社交と法』142頁。
- 36) 同・225頁。
- 37) 同・227～228頁。
- 38) 大村敦志・水町勇一郎（対談）「フランス法への視線 社会と法学」（中）書齋の窓、519号、2002年9月、8頁。
- 39) 同・9頁。
- 40) 中田実『地域共同管理の社会学』東信堂、1993、まえがき。地域共同体的役割に期待する論調の多くは、前掲の水町のように、現在の共同体的あり方を変革する必要性を指摘している。しかし、それは決して容易なことではないであろう。
- 41) 同・9頁。
- 42) 同・10頁。なお、引用文中の二重括弧は、松原治郎・似田貝香門『住民運動の論理』学陽書房、1976、369～370頁（似田貝執筆）である。

- 43) 松原・似田貝・同書、214頁。
- 44) 中田実は地域管理活動について「全住民（世帯）参加が求められるものと有志個人の参加が本来であるものを区別することができる」とし、これを軸に 全戸参加・問題解決型、全戸参加・生活充実型、有志参加・問題解決型、有志参加・生活充実型、の4類型を析出できるという。中田「コミュニティと地域の共同管理」倉沢・秋元『町内会と地域集団』204頁。
- 45) 前掲注34参照。
- 46) いくつかの歴史的環境保護運動のなかで積極的な学習活動があったことは、本誌4号掲載の拙稿「歴史的環境の保存と生涯学習」18～19頁参照。
- 47) これを比較的概観的に検討した論文として、薦田哲「景観破壊に対する判例の考察と新たな景観問題」環境と公害28巻2号、1998年、31頁以下。
- 48) 同・12～16頁。他に、椎名『歴史を保存する』（講談社、1983）188頁以下。前に引用した（第1章注6）稲森論文の論述の根底にもこの観点があると思われる。
- 49) 「（座談会）不動産所有権の現代的課題」（第5回日仏法学共同研究集会総括）ジュリスト1134号、1998・6・1、81頁。
- 50) 国立マンション訴訟については、朝日新聞2002年12月18日夕刊（2版）、同2002年12月19日朝刊（12版）、豊郷小学校解体差止めについては同12月20日朝刊（12版）を参考にした。判決文も12月19日朝刊の要約から引用した。なお、豊郷小学校事件は町当局による差止め無視の一部破壊で保存運動関係者が校舎に泊まり込みで破壊を阻止する動きとなり、12月24日には文部科学省の働きかけで登録文化財として保存する方針が決定されたが、これとは別の新校舎建設にこだわる町長と保存派住民との対立は解けず、町長解任要求の住民投票へと問題はなお続いている。
- 51) 和歌の浦景観訴訟判決（和歌山地裁平成6・11・30、判例地方自治145号。なお、この事件の評釈として、椎名「和歌の浦事件」椎名『行政手続法と住民参加』成文堂1999年所収がある。）
- 52) 京都ホテル事件（京都地裁平成6・1・31、判例地方自治126号）
- 53) 西村幸夫「歴史的環境保全と景観整備：虚実論から運動論へ」都市計画213号、1998年、40頁。
- 54) 五十嵐敬喜ほか（座談会）「景観を通して都市のあり方を問う」環境と公害28巻2号、1998年、39頁。
- 55) 本論文の冒頭の「意見書」の項目を参照。
- 56) 阿部泰隆「原告適格判例理論の再検討」（上）判例評論508号、2001年、13頁。

む す び

終わってみると、堂々巡りを続けてきて思いがけなくいい判決に出会ったようにも思えるが、やはりこの作業は無駄でなかったと考えている。これまで、文化的価値は財産権や国民生活の利便性というような価値とは到底対抗しえないもののように考えられてきた。しかし、地域社会にとって、その形成してきた文化的価値はかけがえないものである。中田実「地域共同管理主体形成にとって、文化のもつ意味はきわめて大きい。地域社会を構成する要素の一つである文化は『個性をもつ環境や景観としての土地の共同』にもとづく『共同意識』や『郷土の体験』を基礎とし地域社会の形成過程においてさまざまな変容を受けつつ住民の日常的生産・生活のあいだで維持・発展させられてきた行為・思考・感得の各領域を含む生活の様式である。……これは住民が歴史的に蓄積してきた地域社会の英知であり、地域連帯の象徴である」⁽¹⁾といている。こうした価値が失われようとするとき、その価値を大切に考える人々は地域の歴史と伝統を担って立ち上がるのである。そのような主体形成にとって、生涯学習のもつ意味の重要性は繰り返すまでもない。この主体は、運動論的にいえば、いまのところ伝統的共同社会そのものではなく、その中の自覚的人々であると私は考えている。ただし、これについて、コミュニティーの再生ないし刷新を主張する見解を否定するつもりはないことを付け加えておきたい。

しかし、その一方において、この法論理構成では、どこにでもありふれた、しかし、それを見慣れてきた人々にとってはかけがえない日常的景観の保存については、なお説得力が十分でないことを認めざるをえない⁽²⁾。これは、私自身の今後の新たな課題として次の機会を待ちたいと思う。

《注》

- (1) 中田実『地域共同管理の社会学』43頁。
- (2) このような景観の貴重さとその反面の戦後日本における荒廃については、松原隆一郎『失われた景観』（PHP新書、2002年）が豊富な事例とともに語っている。